

令和3年度 市民税・県民税、所得税申告相談開催日程

【受付時間：午前9時～午後3時(相談時間：午前9時30分～午後4時)】

期日	曜日	会場	対象地区(参考)	混雑予想
2月2日	火	中央公民館 第1・2学習室 (「みらい」内)	利田、押上町、棚田町1～3丁目	大混雑 ■■■■■
3日	水		門井町1～3丁目、沓里山町、清水町	混雑 ■■■■□
4日	木		堤根、西新町、真名板	混雑 ■■■■□
5日	金	総合福祉会館 「やすらぎの里」 第3研修室	深水町、佐間1～3丁目、大字佐間	やや混み ■■■■□
8日	月		荒木	大混雑 ■■■■■
9日	火		北河原、犬塚、馬見塚、中江袋	混雑 ■■■■□
10日	水	「行田グリーン アリーナ」 2階研修室	須加、酒巻、下中条	混雑 ■■■■□
12日	金		南河原	やや混み ■■■■□
16日	火		桜町1～3丁目、中里、富士見町1・2丁目	大混雑 ■■■■■
17日	水	中央公民館 第1・2学習室 (「みらい」内)	大字谷郷、斎条、皿尾、和田	混雑 ■■■■□
18日	木		上池守、下池守、小見、白川戸	混雑 ■■■■□
19日	金		谷郷1～3丁目	やや混み ■■■■□
24日	水	商工センター	前谷、下忍、樋上	大混雑 ■■■■■
25日	木		野、渡柳	混雑 ■■■■□
26日	金		埼玉	やや混み ■■■■□
3月2日	火	商工センター	持田1～3丁目	大混雑 ■■■■■
3日	水		持田4・5丁目、栄町、駒形1・2丁目	大混雑 ■■■■■
4日	木		大字持田	混雑 ■■■■□
5日	金		小針、本丸、小敷田、中央	やや混み ■■■■□
7日	日		全地区	大混雑 ■■■■■
8日	月		藤間、関根、若小玉、城南	大混雑 ■■■■■
9日	火		長野1～5丁目、大字忍	大混雑 ■■■■■
10日	水		宮本、下須戸、矢場1・2丁目	大混雑 ■■■■■
11日	木		忍1・2丁目、城西1～5丁目	大混雑 ■■■■■
12日	金		大字長野、行田	大混雑 ■■■■■
15日	月		旭町、向町、緑町、藤原町1～3丁目、天満	大混雑 ■■■■■

※新型コロナウイルスの今後の感染拡大状況によっては、予定を変更することがあります。
※午前中は大変混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

令和3年度(令和2年分)の所得税および個人消費税の確定申告

行田税務署では、令和3年度(令和2年分)の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けを2月16日(火)から3月15日(月)まで、個人消費税は3月31日(水)まで行います。所得税の還付申告の方の申告相談は2月15日(月)以前でも受け付けています。

相談受付

午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)

※確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります(入場券の配布方法は、国税庁ホームページでご確認ください)。

※会場ではマスクを着用してください。また、入場の際に検温を実施し、37.5℃以上の発熱などの症状がある方は、原則として入場をお断りします。

閉庁日の相談

2月21日(日)・28日(日)に限り、熊谷税務署と合同で確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。申告相談などの会場は熊谷税務署(熊谷市仲町41)となります。行田税務署での業務は行っていませんのでご注意ください。

確定申告書等作成コーナーが便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成でき、e-Taxで送信または印刷して郵送のいずれかにより提出することができます。

▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121(代表)



申告会場に行く前に

事業所得(営業・農業)、不動産所得がある方
収入と経費を計算した収支内訳書を作成してください。

医療費控除を受ける方

医療費控除の明細書を作成してください。

※収支内訳書・医療費控除の明細書が完成していないと申告相談を受けられません。

▶所得税の確定申告についての問い合わせ

行田税務署 ☎556-2121(代表)

▶市民税・県民税の申告についての問い合わせ

税務課市民税担当(内線231・232)

申告会場の混雑状況をリアルタイムで発信

市では、株式会社ロコガイドが提供する「混雑ランプ」サービスを導入します。「混雑ランプ」は、会場の現在の混雑状況を発信できるサービスです。混雑状況は、市のホームページで「空き」「やや混み」「混み」の3段階で表示します。

申告会場へ来場する際の参考にご利用ください。



令和3年度 市民税・県民税、所得税

申告相談

申告期間は
2月2日(火)から
3月15日(月)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書を提出していただくものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密(「密閉」・「密集」・「密接」)を避ける対策をとりながら実施します。ご不便をお掛けしますが、感染症予防対策にご理解とご協力をお願いします。

4つのお願い

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場される際は、マスクを着用してください。また、入場の際に検温を実施し、37.5℃以上の発熱などの症状がある方は、原則として入場をお断りします。
2. 会場の混雑状況によっては、受け付けを調整するとともに、後日の来場をお願いする場合があります。
3. 例年、税務署で申告相談をされている方は、後日のトラブルを避けるため、引き続き税務署での申告をお願いします。
4. 市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていませんので、各会場へお越しください。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、本市にお住まいで前年中に所得があった方は、原則申告が必要です。ただし、次の方は申告不要です。

- ① 所得税の確定申告をする方(確定申告書の提出は行田税務署へお願いします)
- ② 給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得がない方
- ③ 合計所得金額が38万円以下の方

※公的年金収入のみの場合、98万円以下(65歳以上の場合、148万円以下)、給与収入のみの場合、93万円以下

※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をする必要があります。

申告相談にお持ちいただくもの

- ・印鑑
- ・収支計算の分かる書類(事業・不動産収入)
- ・会社などにお勤めの方や公的年金などを受給されている方は、源泉徴収票(原本)
- ・各種控除証明書
- ・医療費控除の明細書
- ・寄附金控除の領収書
- ・その他必要な証明書類
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・口座番号が分かるもの
- ・室内履き(行田グリーンアリーナの場合)

受け付けできない申告

次のような申告は、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署にご相談ください。

- ・消費税や贈与税に関する申告
- ・配当所得・一時所得に関する申告
- ・株式や土地の譲渡に関する申告(収用を含む)
- ・繰越損失の申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・住宅ローン控除に関する申告
- ・予定納税のある申告
- ・過去(令和元年前分以前)の申告
- ・亡くなられた方、外国人の方の申告

※上記以外の申告でも、内容によっては税務署にご案内する場合があります。